

綾瀬市教育委員会会議録

令和6年10月定例会

令和6年10月22日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教	育	長	袴田	毅	君
教	育	長	職務代理者	田中	恵吾君
委		員	亀ヶ谷	由美子	君
委		員	齊藤	隆訓	君
委		員	林	紀美子	君

事務局職員

教	育	部	長	長谷川	裕司君
参	事	兼	教育総務課長	大矢	博之君
参	事	兼	学校教育課長	堺	千津子君
学	校	給	食センター所長	比留川	晋一君
参	事	兼	教育指導課長	春木	純子君
参	事	兼	教育研究所長	渡邊	倫康君

書記

教育総務課総務担当主幹	奥田	壘斗
教育総務課総務担当主任主事	野尻	裕一

令和6年綾瀬市教育委員会会議10月定例会議事日程

令和6年10月22日（火）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第26号議案	令和7年度綾瀬市立学校教職員人事異動基本方針について
------	--------	----------------------------

報告

日程第3	第10号報告	令和6年度第2回綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について
------	--------	--

午後１時３０分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はありませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席者は５名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議１０月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第１ 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、林委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第３ 第１０号報告 令和６年度第２回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について」は、個人情報が含まれるため、綾瀬市教育委員会会議規則第８条第１項第３号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第１０号報告は、非公開審議とすることに決しました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第２ 第２６号議案 令和７年度綾瀬市立学校教職員人事異動基本方針について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第２６号議案 令和７年度 綾瀬市立学校教職員人事異動基本方針」について、御説明いたします。

議案書の３ページを御覧ください。

提案理由につきましては、教職員の適正配置と円滑な人事交流が図られるよう、「人事異動基本方針」を定めるため、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、提案するものでございます。

はじめに、4ページを御覧ください。

「令和7年度綾瀬市立学校教職員人事異動基本方針」でございます。

方針の内容は、1の「人事異動の重点」では、教職員の年齢・経験年数等の均衡保持に努め、人事が停滞することがないように、活性化に努めることを掲げ、2の「人事異動実施基準」では、(1)の「配置換え」で、新採用時より現任校で勤続3年を超える者及び2校以上勤務し現任校で勤続6年を超える者は、原則として異動の対象とし、特に現任校で勤続10年を超える者については、積極的に異動を行うこととしております。また、ウのとおり、定年退職までの期間が短い者であっても、再任用後も現任校に継続して勤務する可能性がありますことから、配置換えを行うことがあるとしております。

(2)から(4)までは、校種間の異動、採用、退職についての基準でございます。

(5)は昇任でございますが、校長、教頭への昇任は学校種別にとらわれずに、新進気鋭にして、見識、能力、勤務成績、健康度など、優秀な者を任用するものとしております。

(6)は人事交流、(7)は勸奨退職、(8)は臨時的任用教職員・任期付教職員・非常勤教職員の任用、(9)は再任用について、それぞれ定めたものでございます。

参考資料として、議案資料の2ページに県の人事異動方針を、3ページに、県央教育事務所管内の人事交流実施要領を添付させていただいております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第26号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

議案書の4ページ、1番の(2)に「人事が停滞することのないよう、活性化に努める」とありますが、これについてもう少し具体的な説明をお願いしたいのと、議案資料の3ページ、2番の(1)に50歳以下とありますが、これはなぜ50歳以下でなければならないのか。50代だと、経験を積んでいるので市内でお願いしたいということなのか、教えていただきたいです。以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい。学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

異動方針の具体についてですが、組織を活性化するためには、新陳代謝が必要となってくる場合がございます。

校長にヒアリングをしていると、「この先生はぜひ残留を」というような話もありまして、残留を希望されることが多くなりがちですが、最初にお伝えしたように、組織を活性化するため新陳代謝が必要となってきますことから、停滞することのないよう活性化することに努めております。

次に50歳以下のことについてのお尋ねですが、こちら県の交流の方針になります。

令和4年度までは、こちらが40歳となっておりましたが、令和5年度から50歳以下に変わりました。

採用年齢が上がってきていること、それから定年の引上げがあったこと、それから交流に行く場合は、交流から戻ってきて、その成果を試すという期間が恐らく必要だということから50歳以下という表記になったのではないかと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい。他はいかがでしょうか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

議案資料の3ページ、この人事交流というのは毎年何名とか、人数の規定があるのでしょうか、質問です。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

県央事務所管内において、質の平均化、できるだけ均質な教育ができるようにということで、県央交流を行っているところです。

昨年度は中学校、一昨年度は小学校の交流というような形で、特に人数は決められていないのですが、ぜひ綾瀬市も参加してくださいとのことでしたので参加している状態になります。

○教育長（袴田毅君）

はい。齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

では、毎年人事交流みたいなことが起きているってということでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

はい。毎年行っております。

○教育長（袴田毅君）

他にいかがでしょうか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

4 ページの人事異動基本方針、2 番の（4）、退職についてお尋ねしたいと思います。

これから退職者数などが分かってくると思いますが、今現在、退職の中でも、特に病気、働いている上でのストレスが要因となる部分があるようなお話もされていますが、そういう方が何名ぐらいいるのでしょうか。それがまだこれからということでしたら、令和5年度末のそのような病気を理由に退職した方の人数を教えてください。以上です。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

現在も心身の状態が万全ではなくお休みをされている方が3名おりますが、現在のところ、この3名の中から特に退職の申出はございません。

過去に遡ったところで申し上げますと、令和4年度末は9名の退職者がおり、うち2名が心身の不調ということで退職をされています。

また、令和5年度末は4名の自己都合による退職者がおり、うち1名が心身の不調を理由としたものになります。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他はよろしいでしょうか。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

人事交流について、対象に「本人が希望」とありますが、市の方から「この先生行ってください」というように指名することはありますか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

はい、こちらの交流についてですが、先生の家庭の事情であったり、別の事情を抱えていたり

する先生方は、なかなか交流すると大変なところがありますので、こちらの方でお声がけをしているような状況でございます。

○教育長（袴田毅君）

他にいかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

先ほど退職・離職者についてお話がありましたが、心身の不調を理由に休職された先生に対して、退職してしまう前に何かサポートするような制度はあるのでしょうか。

心身を健全に戻してあげるためのサポートはあるのでしょうか。

一度そうなってしまったらそのままご自宅にいるしかないのでしょうか。

離職者の数が相当増えているとニュースでたびたび聞くのですが、先生になってもらえた方々に、また現場に戻れるようなサポートがあれば、もしかしたら何年かしたら戻れるのかなと思っています。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

こういった先生方へのサポートについて、一つは主治医と相談をしまして、業務軽減を図るようなことも出来ます。

例えば、担任業務を外すとか、持ち時数を減らすとか、そういったことは主治医の先生と相談しながら、対応するシステムはございます。

あともう一つは、復帰前にリハビリというような形で、一か月間、主治医の先生と相談をしながら、少し緩やかなスタートが切れるように、最初は、例えば午前中だけとか、まずは授業の後ろの方に入ってというような形で、一か月間程度にはなりますが、リハビリのような形で職場復帰を促す制度がございます。

○教育長（袴田毅君）

他に質疑・討論はよろしいでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第26号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(関係者以外の退席)

非公開の審議

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議 10 月定例会を閉会いたします。

午後 2 時 7 分 閉会